

2016年12月21日

県知事

仁坂吉伸様

2017年度和歌山県予算編成にあたっての申し入れ

日本共産党県議団

団長 雑賀 光夫

松坂 英樹

奥村 規子

安倍自公政権は、環太平洋連携協定（TPP）承認・関連法や、年金カット法、カジノ解禁推進法はじめとする重要法案を相次ぎ強行採決し、国民との矛盾をいっそう広げています。

経済政策「アベノミクス」により、大企業の内部留保は380兆円を超え過去最高記録を更新しつつある一方で、貧困と格差はますます拡大し、国民の生活は苦しくなるばかりです。消費税が増税されても社会保障はよくなるどころか改悪され続け、労働法制の規制緩和による非正規雇用の拡大で低賃金労働者が増大し、子どもの貧困率は過去最悪となりました。

さらに、多くの国民の反対を押し切り昨年9月に強行採決された安保法制＝戦争法の実施に向け、自衛隊が米軍に追随し世界規模で戦争する国づくりが具体化されています。

国の悪政暴走により、県民の生活が悪化し平和が脅かされている今ほど、和歌山県として本気で県民を守るための姿勢が求められているときはありません。

新年度の県予算と事業が、県民生活や雇用、中小企業や農林水産業、ゆきとどいた教育を支える役割を果たしていくものになるよう強く願います。

2017年度当初予算の編成にあたり、日本共産党県議団から以下の点を要望します。ぜひともご検討いただき、新年度予算に反映されるよう申し入れるものです。

一. 県民のくらしと地域産業の発展に向けて

1) 県民のくらしを守るために

- 1、最低保障年金制度の確立を国に働きかけられたい。年金支給額の引き下げと支給開始年齢の引き上げを行なわないよう国に求めること。
- 2、最低賃金のさらなる引き上げを関係機関に働きかけられたい。
- 3、消費税の増税を中止するよう、国に要請されたい。
- 4、地方税回収機構は生存権侵害といわれるような取り立てをやめること。市町村には回収機構まかせにせず、ていねいな納税指導を行うように求めること。
- 5、県地方税回収機構の滞納処分において小規模住宅用資産の公売は行わないこと。滞納額に対して過大な差し押さえをしないこと。地方税回収機構は早期に解散されたい。
- 6、県や市町村、地方税回収機構において預金口座の差押をするにあたっては、11月27日の広島高裁松江支部の判決の趣旨を踏まえて対応されたい。(鳥取県がおこなった児童手当の差押が違法とされた判決)
- ⑦、市町村に対して安易に回収機構に依頼せず、市町村において納付相談を十分行うよう指導すること。市町村が税、国保料などの滞納処分で生存権を侵害しないよう指導すること。
- 8、消費生活センターの市町村への設置をすすめ、相談員の配置を支援すること。相談員の処遇改善を進めること。
- 9、多重債務者救済に向けた行政相談窓口の充実と解決までのフォローをおこなうこと。ヤミ金融、詐欺行為の取り締まりの強化、県の多重債務対策協議会に関係支援団体、住民団体を参加させること。
- ⑩、生活困窮者自立支援法などを活用し、住宅確保、生活支援、就労、職業訓練などホームレスの人たちの総合的な相談支援体制を強化すること。税や家賃の滞納者には相談支援体制をつくり、必要な場合は生活保護につなげること。
- ⑪、過疎地のガソリンスタンドなど日常生活と災害時に重要な役割を果たす店舗の営業が継続できるよう支援されたい。ガソリンスタンドがなくなった古座川町での対応策に県としても支援されたい。
- ⑫、「買い物弱者」「交通弱者」をなくし安心して住み続けられるまちづくりをすすめるため、地域の実情を調査し対策を立てること。

2) 雇用の安定的な確保と拡大に向けて

- 1、求職者の雇用保険受給期間後の生活支援策の確立を国に求めること。
- 2、日雇い派遣や製造業への派遣、専門的業務以外への派遣を禁止し、残業時間上限

の法制化を求め、残業代ゼロ制度導入などの労働法制改悪に反対されたい。

- ③、売り上げや仕事の激減、倒産、失業のため生活困難になった人への生活資金貸付制度の活用を、さらに利用しやすいものに改善すること。
- ④、「解雇規制法」の制定を国に求めるとともに、県でも一方的な解雇を規制する条例を制定し、違反業者には企業名の公表、県工事や物品納入の発注停止などをおこなうこと。
- ⑤、就職希望の高校卒業生に対する就職支援相談員の拡充をすすめ、正規雇用した中小企業に県独自の助成金を支給する制度をつくること。
- ⑥、県の非正規職員の待遇改善をすすめること。
- 7、若年者の職業技術の習得推進に向け、県立産業技術専門学院の科目や定員を充実していくこと。
- 8、若者トータルサポート事業をさらに強めて、就職を希望する若年者の就業までのフォローアップができるようにすること。
- 9、新卒者、既卒者を問わず雇用の確保に全力をあげるよう県内経済団体への働きかけを強められたい。
- 10、労働局と協力して、いわゆる「ブラック企業」対策に取り組むこと。労働基準法、労働組合法の啓発をすすめること。

3) 中小商工業の発展のために

- ①、労働局と連携し、下請け単価、労賃や契約内容の一方的な切り下げの是正に努めること。
- ②、中小零細事業者の資金需要に応えられる融資制度を拡充すること。県融資制度の保証料減免や利子補給などを充実すること。
- ③、中小企業とりわけ小規模零細企業の実態調査を行うこと。中小零細事業所で働く女性の暮らしと健康の実態調査をおこなうこと。
- ④、家族従業者の労働に対する報酬を認め、所得税法第56条を廃止するよう、国に働きかけること。
- 5、住宅耐震補強の対象拡大や助成を強化するとともに、空き家活用改修助成、住宅・店舗リフォーム助成制度など、県民生活にかかわりの深い分野で、地域における需要拡大と経済効果を発揮できるような施策をすすめること。
- ⑥、小規模な修繕工事や物品購入などを入札資格の登録要件を満たさない地元の零細業者にも発注できるように、「小規模事業者登録制度」を実施すること。
- 7、大型店の無秩序な出店・閉鎖を規制し、市町村や商店街への支援を強めること。商店街の空き店舗対策を充実させること。

- 8、建設業者の倒産などにより損失を被る下請け、孫請けなど取引関係にある業者の相談窓口を開設し、未払い下請け代金、賃金などについて元請責任をはたせるよう強力な指導をおこなうこと。
- 9、官公需の発注は地元で調達できるものはすべて地元業者へ発注すること。
- 10、入札制度は、談合を防止し、適正な価格、品質の確保とともに、地元の建設業者の育成につながるものとするよう、見直しをはかること。
- ⑪、適正な労賃を確保するよう、公契約条例を制定すること。下請けで適正な賃金・単価の支払いがされるよう、調査し、指導・監督を強化すること。
- 12、県発注の印刷物の入札にあたっては、適正な契約になるよう最低保証価格を設けること。

4) 農林水産業の振興のために

- 1、基幹産業である農林水産業を振興するため、農業分野では優良農地の流動化と耕作放棄地対策を強められたい。林業分野では架線集材の活用と技術継承、木質バイオマス利用、水産業分野では資源対策の強化をはかられたい。
- 2、食料や木材の自給率を引き上げ、県内農林水産業経営を安定して続けられるように努力すること。米の平均生産費に対する米価の「不足払い」する価格保障制度と、直接支払いの所得補償制度を政府に求めること。野菜・果樹などの主な農産物も条件に合わせて価格保障・所得補償をつくるよう求めること。
- 3、中山間地域の直接支払いの改善、拡充を国に求められたい。
- ④、耕作放棄地対策や優良農地流動化のため、農地中間管理機構等による農地貸借がすすむよう市町村やJA等への支援を強められたい。
- 5、県内各地の「地産地消」の取り組みを奨励、援助すること。食育推進に重要な役割を果たす学校給食の拡大と地元農産物の活用を大きく進めること。
- 6、県営土地改良事業の農家負担を大幅に軽減すること。基盤整備においては運搬用モノレールの更新、園内作業道、小規模な園地統合・整備など身近な事業をすすめること。
- ⑦、深刻な鳥獣被害に対応し、防護柵、捕獲檻、有害捕獲、調査研究などの予算を増額するとともに、狩猟免許の取得・維持に対する支援を行うこと。市町村との連携協力体制を強化するとともに、市町村をまたぐ広域的な調査・防護・捕獲の取組を推進されたい。
- ⑧、鳥インフルエンザの予防、アユの冷水病などについて、研究を進め対策を万全にすること。
- ⑨、公共施設の建設、改修や備品への県産材活用を目標をもって計画的にすすめること。市町村での県産材活用への援助を強めること。河川土木工事や木製ガードレ

ールなど、公共土木工事での活用をすすめること。紀州材の家づくりなどの助成制度の拡充をすすめること。

- 10、集成材CLTの生産・利用について推進していくこと。
- 11、農林水産業の後継者への希望がもてるような後継者対策と所得向上対策をすすめること。農業後継者育成をすすめるため、農業大学校と就農支援センターの機能を強化するとともに、よりきめ細やかな対応ができるよう就農支援センターを振興局単位に設置すること。技術指導や経営指導の行える指導員の養成・配置をすすめること。
- ⑫、架線集材の技術継承と開発、活用をはかり、皆伐、搬出間伐、切捨間伐、環境林への転換など地形や地域の実情に応じた森林整備をすすめること。間伐材の有効活用をはかり、雇用の拡大や放置林の解消をすすめること。
- ⑬、林業に地元の後継者が育つよう、就職説明会や高校への求人による林業の募集を実施されたい。
- 14、漁業の存続、食料自給率をひきあげるため、価格保障・所得補償で経費に見合う魚価の実現をはかるよう、国に求めること。
- 15、近年の異常気象への対応を幅広く検討するとともに、農業共済制度も加入しやすく実効あるものとなるよう国に求めること。

5) 特別会計及び外郭団体の会計について

- ①、加太菜園の賃貸料は鑑定価格を大幅に下回る低価格であり、賃貸料の見直しをおこなうとともに、正規社員の雇用拡大を求めること。コスモパーク加太の早期利活用をすすめること。
- 2、県が所有する企業誘致用地の早期利活用をはかられたい。

二. 県民の生活を支える医療、福祉、社会保障施策の拡充を

1) 医療の充実、県民負担の軽減のために

- ①、67～74歳までの医療費自己負担を1割にすること。重度障害者児・ひとり親家庭への福祉医療制度の自己負担導入は行わないこと。重度心身障害者(児)医療助成については、65才以上で新たに重度障害となった人、身障手帳3級(外来)も対象とすること。自立支援の一つである精神医療を福祉医療費助成制度の対象とすること。
- 2、産後ケアへの補助に取り組むこと。
- 3、各医療圏域での休日・夜間の初期・二次救急の医療体制の整備、小児救急体制の拡充、救急告示病院の拡充など、総合的な救急医療体制を整備充実すること。

- ④、年齢で区切り別勘定にするような後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すよう国に求めること。後期高齢者医療保険料の引き上げはしないこと。保険料の特例軽減を維持するよう、政府に働きかけること。保険料滞納者の差押をしないよう県として働きかけること。また、後期高齢者も集団検診がうけられるよう改善すること。市町村が行う人間ドックの対象から75才以上を外さないように働きかけること。
- 5、肺炎球菌ワクチンの接種を65歳から5歳ごとの方だけでなく、すべての希望者が無料で接種できるようにされたい。
- 6、風疹ワクチンの無料接種の対象を拡大するよう国に求められたい。
- 7、無料低額診療の実施機関を増やし、保険薬局も適用されたい。
- ⑧、特定健診は医療保険者まかせにせず、各種がん検診も含め自己負担の無料化など受診しやすい環境づくりをすすめること。子宮がん検診の保健所実施を復活すること。健診受診率を引き上げ、疾病の早期発見、早期治療をすすめること。
- 9、子ども救急相談ダイヤルを毎日早朝まで実施すること。
- ⑩、第8次看護職員受給見通しの作成の際に実態調査を行い、労働環境改善につながる計画とすること。
- 11、看護師養成の修学資金制度の対象に入学時の入学金や諸費用などの拡充や再就業を支援する体制の充実をはかること。公立・公的病院への院内保育所の設置、運営に県が補助する制度をつくること。
- 12、救命救急センターの看護師確保をおこなうこと。潜在看護師の研修回数を増やすこと。
- ⑬、内科をはじめ、産科、小児科などの医師確保対策を強めるとともに、国へも要望すること。特に有田市立病院などの公的医療体制の確保を早急に実現すること。医師労働の実態調査をおこなうこと。作業療法士、言語聴覚療法士の養成施設を県内につくること。
- ⑭、小学校就学前の子どもの医療費を所得制限なしで無料化するように国に求め、県独自の制度については、入院・通院とも中学校卒業まで無料とし、所得制限をなくすこと。
- 15、難病医療費助成新制度で、市町村税非課税世帯や重度患者に自己負担が課されるようになったのを元に戻すよう国へ要望されたい。
- 16、在宅酸素療養患者の医療費の助成対象を広げること。
- ⑰、インフルエンザ（新型含む）予防接種に対し、県としても、高齢者、小児、妊婦、基礎疾患患者への助成を行うこと。特に福祉医療対象者、妊婦は無料にすること。
- 18、肝炎治療では、治療のための休業補償や生活支援をおこなうこと。また、特別措置法による救済措置を周知すること。

- ⑱、療養病床削減計画を見直し、必要な病床を確保すること。地域医療構想を住民に説明し合意を得ること。国立和歌山病院における重心病棟は削減対象としないこと。
- 20、医療の格差をなくし、どの地域でも安心して医療が受けられるように保健医療計画を改定すること。
- 21、自治体病院について、2次医療圏における地域医療の中核病院としての役割を果たすよう指導すること。
- ⑳、精神医療については、公的医療機関における合併症患者の受け入れ体制を拡充すること。

2) 介護・高齢者福祉、保健施策の拡充を

- 1、介護の基盤整備の充実をすすめ、特別養護老人ホームの待機者解消のため特別養護老人ホームを増設し、入所者を要介護3以上に限定せず、必要な高齢者が誰でも利用できるように運用するよう市町村を指導すること。
- ②、介護のための基盤整備を国、県の責任で充実すること。介護型療養病床は廃止しないよう国に求めること。小規模事業所の経営が継続されるよう支援すること。
- 3、介護保険料軽減のため、国の負担割合を増やすことを国へ要望されたい。
- 4、介護報酬の大幅な引き上げ改定を国に求めること。
- 5、2015年に行われた介護保険サービス利用料の引き上げと補足給付の削減を元に戻すよう国に求めること。
- ⑥、介護福祉士など資格取得のための奨学金制度など支援策を充実させること。高校福祉コースへも支援を行うこと。
- 7、県単独の低所得者の介護保険料・利用料の減免制度をつくること。市町村が実施している減免制度に支援すること。低所得者の保険料負担軽減のために計画されていた国費投入を実施するよう求めること。
- 8、予防介護の導入によって、福祉用具の引き上げ、送迎サービスの中止、介護タクシーの利用中止、ホームヘルプサービスの利用回数減など、生活支援サービスが制限されている。要支援であっても必要とする介護が受けられるように、県独自に対策をとること。
- 9、低所得者が個室型特養に入所できるように負担を減らすよう、社会福祉法人の減免実施の拡大を指導すること。
- ⑩、介護保険の保険料滞納により、サービスをうけられないなどのペナルティを実施しないこと。
- 11、介護タクシーに本人以外（家族・ヘルパー等）も状況に応じ乗車できるよう市町

村を指導すること。

- 12、高齢者が居宅で生活しつづけられように設けられた高齢者居宅改修補助制度を拡充し、バリアフリー化をはじめ利活用の促進をはかられたい。
- ⑬、保健師をはじめ保健所の職員を増やして、健康を守る機能を充実させ、乳幼児から高齢者まで保健予防活動を充実させること。精神相談員の増員、薬害対策の強化に努めること。
- ⑭、介護職員の痰吸引など医療行為の法制化にともない、県の研修を医療圏域ごとに実施されたい。
- 15、在宅療養高齢者の通院・通所交通費の補助対策を講じられたい。
- 16、総合事業への移行に際して、必要なサービスを保障するよう市町村に指導すること。
- ⑰、ケアマネ更新研修費用負担を軽減すること。
- 18、介護施設の人員配置基準を引き上げるよう国に求めること。
- 19、介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止するよう国に求め、介護職員の抜本的な待遇改善を国に働きかけるとともに県としても独自の助成を検討すること。

3) 国民健康保険制度の充実のために

- 1、国民健康保険の医療費に対する国庫負担率を元の45%に戻すよう求めること。自治体を実施する福祉医療に関わるペナルティをやめるよう要請すること。
- ②、市町村国保への県支出金の対象に、乳幼児医療及びひとり親家庭医療の国からのペナルティ削減分を含め、県支出金を拡充すること。
- 3、国保料（税）引き下げや減免制度の拡充をはかるため、市町村独自の助成制度に対する県の財政支援をおこなうこと。
- ④、国保加入者には必ず被保険者証を届けるよう市町村へ要請し、資格証明書の発行は悪質滞納者に限定するよう徹底すること。政令にもとづく医療の受給者、福祉医療の受給者、特別の事情のある世帯に対しては保険証を交付するよう、指導すること。
- 5、傷病手当・出産手当制度に対する国庫支出金の拠出を国に求めること。
- 6、国保法44条にもとづいて市町村が低所得者の窓口負担軽減を実施するよう指導すること。
- ⑦、国民健康保険の県単位化によって、保険料（税）を引き上げを抑えるために市町村がおこなっている一般会計からの繰入れをやめさすような指導はしないこと。

- ⑧、市町村が行っている特定健診、がん検診、人間ドック、健康教室など、住民の健康を守る取り組みについて支援すること。
- 9、国民健康保険への国の財政支援は減額せず、予定通り定額1700億円を市町村へ支援すること。

4) 障害者・児の安心のために

- ①、障害者差別解消法を実効あるものにするために、具体化する県条例をつくられたい。就労場面で起こる差別、合理的配慮の不提供の事例についても労働局とともに解決を図る窓口を設けること。差別解消条例をつくっている自治体で、どのように条例が機能しているのかを調査して、県としての条例づくりをすすめること。
- 2、障害者総合福祉法の「骨格に関する提言」にもとづいた新法の制定を求めること。また負担軽減のため、応益負担撤廃、65歳以降の介護保険優先をやめること。介護保険支給量の上限を一律に設けて制限することなく、必要に応じて支給するよう指導すること。県独自に利用料を助成し、特に障害児保育の給食費については保育所なみになるよう助成すること。
- ③、グループホームの基盤整備として各圏域に設置目標をおき、建設費補助、改築費補助、公営住宅の提供などを県として積極的にすすめ、民間事業所のグループホーム開設要望をていねいに聞き取ること。市町村の相談員増員のための支援をされたい。緊急に入所対応しないといけないケースの場合、受ける施設の専門的スタッフの配置を行われたい。
- 4、障害児学校卒業後の就労対策など障害者の働く場の保障、賃金など労働条件の改善をはかるとともに、就労にかたよらず、重度の障害者の通所施設を保障すること。
- 5、自治体での障害者の雇用を増やすこと。遅れている知的障害者、精神障害者・発達障害者等の雇用を増やすこと。作業所など授産施設の製品を公共団体で利用するなどの支援事業を増やすこと。仕事の研修を支援すること。県内企業の障害者の雇用を促進すること。
- ⑥、待機児が出ている障害児通園施設の増園、増設を進めること。保育所の両方に子どもを通わせている世帯への負担軽減をおこなうこと。通園施設での子どもたちの発達を保障するために教育の場の実態を聞き取り、指導員の加配を県として独自に行うこと。
- ⑦、障害児の放課後を保障する学童保育やデイサービスなどのとりくみを支援すること。民間で営利目的で行われる側面が弊害とならないように学童保育、デイサービスでの質的な向上を図るために県としても実態把握すること。重度心身障害者を対象にした通所施設を新宮市につくること。
- 8、市町村が実施する移動支援事業は介護給付にすること。また、国の財政保障をおこなうよう国に求められたい。
- 9、精神障害者をJR運賃の割引対象とするよう関係機関に働きかけること。

- ⑩、障害者支援施設等の新改築、備品購入などに対して十分な補助をすること。障害者支援施設への入居希望者が、どの支援施設も定員オーバーで入居できずにロングショートといった短期入所で、たらい回しされる実態があり、早急に県として必要な入所については対応できるようにすること。ロングショートというおかしな言葉をなくすこと。
- ⑪、点字図書給付事業の改善をすること。視覚障害者を点字図書館員として雇用すること。定率負担をなくすこと新聞雑誌を給付に加えること。大活字本、有料点字本の差額を保障すること。点字図書館の移設にあたっては、視覚障害者のアクセスについて保障すること。
- 12、県・市から届けられる発行物を点字化・大活字化・録音化すること。
- ⑬、手話通訳者を養成し、聴覚障害者の参加する催し・企画には、県・聴覚障害者団体以外にも手話通訳者の派遣をすすめること。手話言語条例を生かして和歌山県として、いつでもどこでもコミュニケーションを保障されるよう、手話通訳の機会を最大限保障するよう取り組むこと。
- 14、県福祉バスは、要望に沿って活用できるように大幅に改善すること。
- 15、ひきこもり青年の実情を調査し、支援を強めること。

5) 子育て支援の充実をはかる

- 1、保育所や幼稚園の統合・民営化・認定こども園化などで効率化の方向に進むのではなく、公的保育こそ充実させるよう、市町村を指導すること。
- ②、増え続ける待機児童解消のため、不足している保育士の確保対策を拡充すること。
- 3、長時間保育や産休明け保育、病時保育の充実をすすめ、県独自助成を拡充すること。
- ④、第二子以降の育休を理由にした在園中の子どもの退所（育休退園）をなくすよう市町村を指導すること。
- 5、産前産後や育児に不安をもつ女性への相談体制を充実すること。
- ⑥、児童虐待などの被害児童や家庭に対する総合的支援、相談体制を拡充し、相談場所を増やすこと。
- 7、児童相談所への専門家の配置・充実をはかること。児童福祉司の配置基準を見直すよう国へ要望すること。
- 8、全世代における貧困の実態を把握し、貧困対策を抜本的に強化すること。特にひとり親家庭への支援として、就学援助制度や給付制奨学金制度など、対策を強化すること。

6) 生存権を保障する生活保護行政のために

- ①、生活保護費引き下げの影響調査を行うこと。
- 2、生活保護申請にあたっては口頭での申請も認め、書類が整わなくても申請した時点
を保護開始時とするよう市町村を指導すること。扶養義務を保護の要件にしないこ
と。
- 3、生活保護の申請権を保障すること。生活保護制度について広報し、申請書を市町村
役場などの窓口常備すること。
- ④、申請から決定までの期間15日間を遵守されたい。保護申請から保護費支給まで
の生活資金を支給されたい。
- ⑤、生活保護の基準引き上げ、高齢者加算の復活、夏季加算の新設を国に求めること。
冬季加算、年末一時金、住宅扶助基準額引き下げを元に戻すこと。
- 6、通院移送費は実情に応じて支給するよう、改善をはかること。
- 7、級地の引き上げを国に要望されたい。
- 8、有資格ケースワーカーの人員配置を充実させ、保護行政の推進にあたられたい。 福
祉事務所の有資格者配置についても援助を強められたい。
- ⑨、一人暮らし、高齢者夫婦のみの世帯への、福祉施策をはじめ各種相談、救急医療
への対応を強化すること。

7) 住居の確保と居住環境の向上のために

1、県営住宅の充実を

- ア 県営住宅の戸数を増やすこと。建て替え計画のある県営住宅でも競争率の高いところ
は、修繕・空き家対策をして、入居募集すること。
- ① 障害者、母子家庭むけなどの戸数を拡大するとともに、必要性の高い人を優先で
きるようにすること。
- ウ 家賃の減免制度を充実させること。入居者が減ってきた県営住宅の共益費補助を行
うこと。合併浄化槽の検査、清掃は特定の業者を押し付けないようにされたい。
- 2、住宅に困窮している人が緊急入居できるような、県営住宅の枠をつくること。
- 3、同和公営住宅については、空き家ができれば一般公募するよう市町村を指導する
こと。
- ④、低所得者や青年世帯に民間住宅家賃への補助をおこない、公営住宅基準の家賃と
なるようにすること。
- 5、民間住宅の耐震化のための改修工事費助成を拡充し、耐震化率を抜本的に引上げ

ること。常時、寝室としている部屋の耐震化をすすめること。

- 6、雇用促進住宅の廃止・譲渡問題については、撤回を求めるとともに、入居者の居住の安定を第一とし、自治体での譲り受けを優先させるべきであり、国にその条件整備を求めていくこと。
- ⑦、空き家対策として、その活用・撤去・再整備をすすめるための施策を講じられたい。
- 8、過疎地域の人口減に歯止めをかけるためにも、空き家を県や市町村が仲介して賃貸する制度や、改修して賃貸する場合の補助制度などを充実されたい。

三. 快適で安全な交通通信、県土づくり、防災対策に向けて

- 1、道路・橋・トンネルなど公共インフラや公共施設の維持管理を重視し、コスト縮減を押し付けることなく、長寿命化・安全対策に万全を期すこと。義務化された定期点検にもとづき、計画的に改修をすすめること。
- ②、災害時の避難施設の耐震化計画をつくること。避難所にテレビなど情報機器を整備すること。住宅の耐震診断と改修改築工事、家具・備品類の固定への助成を拡充すること。民間の医療・福祉施設の耐震改修工事への助成を拡充すること。
- 3、震災後の陸の孤立集落化に備えた食料や情報の確保対策など、あらゆる事態を想定して計画的にすすめること。全世代に対応できる衛生用品、生活必需品の備蓄をおこなうこと。
- ④、老朽化した堤防の改修を促進すること。海岸線の低地や河川堤防のかさ上げを早急に実施すること。有効な津波防災堤防の早期完成をめざし、国にはたらきかけること。
- ⑤、パワーアップ補助金の対象を拡大すること。
- 6、県南部の沿岸での地震津波に対する避難所の見直しを進めるとともに、「避難タワー」の新設、高さの再検討など強化を急ぐこと。市や町の取り組みを助成すること。津波避難ビル・暫定避難ビルの指定を進めること。
- ⑦、福祉避難所の整備等、障害者や高齢者などの避難対策について、市町村への指導及び支援をおこなうこと。
- 8、震災対策、避難路確保の観点から、危険建築物撤去をすすめること。
- ⑨、鉄道、バスなどの公共交通機関の維持・改善と、バリアフリー化を促進すること。駅プラットフォームの安全対策を強化すること。市街地でも、バス路線の存続に向けて努力されたい。
- 10、プレジャーボートの係留場所の整備と放置艇の規制をすすめること。あらたな係留地については、津波防災の観点から住宅密集地をさけ、堤防を補強するなど、万全を期すこと。

- ⑪、熊野川の治水対策、汚濁問題の解決に尽力されたい。
- 12、県営ダムの運用においては、発電よりも洪水対策を優先させるとともに、環境負荷の低減となるよう、運用規則の改善をすすめられたい。操作改善の検討にあたっては、予算化して取り組むこと。
- ⑬、土砂災害防止のための施策を一段と充実させること。法に基づく地域指定を早急にすすめること。
- ⑭、紀淡連絡道路などむだな道路建設をやめ、生活道路の整備を優先し、必要以上に高規格の道路建設をしないこと。
- 15、すべての通学路の安全を点検し、交通量の多い道路には歩道をつけること。道路パトロールを充実し、危険箇所の改修を進めること。
- 16、民間施設のバリアフリー化を促進するための融資制度を創設すること。
- 17、インターネット、携帯電話、ラジオ放送などの県内情報格差を解消されたい。
- 18、点検によって危険・改修の必要ありと診断されたため池の改修、耐震化を急ぐこと。さらに調査・点検を広げること。ハザードマップの作成・公表・住民への周知の取り組みをさらにすすめること。
- 19、JRなど交通機関の地震・津波避難対策を、交通機関と連携して行なうこと。
- ⑳、防災無線スピーカーや、戸別受信機、防災ラジオの設置を進めるよう、市町村へのいっそうの支援を行なうこと。
- 21、災害からの復興支援のための見舞金制度を大幅に引き上げること。また、生活や経営を支援できるレベルの基金制度を行政が使いやすい形で新設すること。
- ㉑、近年多発する豪雨災害をふまえ、県管理河川整備計画の策定促進、再点検をすること。道路と比較して少ない河川整備予算を増額し、河川改修・排水ポンプ整備をすすめること
- 23、地域の防災計画のなかに、訪問看護ステーションも医療機関として位置づけること。また、災害発生時には自治体と連携をとって看護活動ができるようにすること。
- ㉒、超過洪水への対応のため、ハザードマップは計画洪水想定だけにとどまらないよう住民に周知徹底するとともに、高さだけでなく構造上の強度向上、越水時にも破堤しにくい堤防補強などをすすめられたい。

四. 環境問題への真剣なとりくみを

1) 地球温暖化防止対策、大気汚染への対策

- ①、実効ある地球温暖化対策をすすめるために、大口排出の特定企業の排出量を公表させ、総排出量の削減目標・削減計画を定めた協定を結ぶようとりくむこと。

- ②、火力発電所については、脱硫装置の設置や脱硝装置・集じん装置の効率向上など設備改善を求めること。
- 3、大気中の放射線量、PM2.5の測定地点を県内全域に広げること。

2) 産業廃棄物および一般廃棄物処理について

- 1、水環境を守るために、「水環境保全条例」を制定すること。そのなかでは、海や川などの水質目標を設定し、行政や事業者、住民が参加した「水環境保全総合計画」を策定すること。
- ②、製造者責任を明確にした容器包装リサイクル法の抜本改正を国に要求するとともに、製造・利用者負担による回収・再利用を義務づけるデポジット条例を制定すること。リサイクル率向上に向け、市町村と連携すること。
- ③、産業廃棄物最終処分場の許可にあたっては、基準の適応だけでなく地震や地質の危険、周辺環境への影響、水源保全、地元意見、住民同意を重視すること。また適正処理が保障されるよう事業者の資質を厳しく審査すること。
- 4、許可を取り消した最終処分場の周辺への環境影響について、ひきつづきモニタリングをおこなうこと。
- ⑤、和歌山市滝畑地区の安定型産業廃棄物処理場の建設計画に対して、林地開発の許可をしないこと。

3) 原発からの撤退を求め、自然エネルギー普及を大規模に拡大するために

- ①、自然エネルギーの普及開発をすすめ、住宅用太陽光発電補助については予算を拡充されたい。福島原発事故の収束も見えない中での原発再稼働には反対されたい。
- 2、関西電力の電力供給計画は情報開示するよう要請すること。
- ③、風力発電の風車による低周波など人体への影響調査と対策を講じ、被害については業者とともに救済対策を行うこと。新たな発電計画については、暫定的な規制を行うこと。(例えば、2000kwの風力発電計画の場合、人家から2km離れていることを建設の条件にするなど)
- 4、大型太陽光発電所の建設にあたっては、災害防止や住宅環境への影響、自然環境保全に考慮したものとなるようガイドライン策定や条例を制定し、住民の同意を要件とすること。

五. どの子にもゆきとどいた教育を

- ①、県単独負担もふくめて教職員定数を改善し、少人数学級を拡大すること。少なくとも小学3年生からの学級統合はさけるよう県単独で措置されたい。教員の長時

間労働を解消されたい。「定数内講師」は年次計画を立ててなくされたい。また産休、育休補充、無免許解消のための定数についても、正規採用教員をあてること。

- 2、小中学校の統合については、住民の意思を尊重し、一方的に実施しないこと。
- 3、過大規模校の解消にとりくむよう市町村を指導すること。
- ④、部活動を理由にした中学校通学区弾力化をおこなわないこと。小規模校でも子どもたちのスポーツ要求にこたえられるよう地域でのスポーツ施策をおこなうこと。子どもの発達にゆがみをもたらし教員の長時間勤務を生む、行き過ぎた運動部活動を是正するよう指導すること。
- 5、県立高校の学区制を全県1区から元にもどすこと。
- ⑥、県立高校再編計画を見直しにあたっては、地域の要望をよくきき、一方的な学校統合をしないこと。統合の場合は実情（分離校舎）などに応じて教員定数などの条件整備を行なうこと。
- 7、高校教育は無償とすること。給付制奨学金制度を拡充し、周知徹底をはかること。
- 8、定時制・通信制高校の教科書・学習書・補食給食への補助をカットせず、制度を復活すること。
- 9、中学校卒業生が公立高校に進学できるよう募集定員を確保すること。
- 10、教育を複線化する中高一貫校をこれ以上増やさず、廃止を含め検討すること。
- ⑪、いじめ、不登校、ひきこもり、発達障害対策を強め、学校では担当の教員を配置し、保護者からの教育相談に責任をもって対応できる体制をつくること。不登校児の「居場所」「民間相談施設」への公的補助をおこなうこと。
- 12、特別支援学校のマンモス化解消をはかること。南紀・はまゆう特別支援学校の統合については、学校現場や保護者の意見をよく聞き、定数削減にならないようにすること。高等部卒業後の専攻科を設置すること。盲ろう教育の紀南地方での拠点を設置すること。
- 13、多学年にまたがる支援学級を分割できるようにすること。
- 14、アトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患を「学校病」と指定するよう、政府に求めること。
- ⑮、食物アレルギーやアナフィラキシーへの対応について必要な条件整備を行うこと。
- 16、道路建設に伴う盲学校の教育環境対策については、結果を検証し万全を期すこと。
- ⑰、すべての小中学校で学校給食を実施すること。自校給食を維持・拡大する立場で、民営化・外注化をしないこと。偽装請負問題を生む民間委託は直営に戻すこと。放射能の長期モニタリングを実施すること。米飯給食にはおいしい米をつかえるようにすること。
- 18、全国最低配置である栄養教諭、栄養士、調理員の増員をはかること。

- 19、「同和教育基本指針」はただちに廃止すること。
- 20、和歌山市にある旧「同和単一校」を解消するよう指導すること。
- 21、高校入試で旧同和地区出身者を特別扱いする「副申書」を廃止すること。
- 22、地域子ども会活動支援事業補助金を見直し、旧同和地区の子ども会の特別扱いをやめること。
- ②③、毎年おこなわれる国・県の「学力診断テスト」を中止すること。「過去問題」のおしつけと「学力テスト対策」のための画一的指導をおこなわないこと。
- 24、「日の丸」「君が代」を学校行事と子どもと教職員に押しつけないこと。
- ②⑤、小中学校の空調設備を促進するための支援をおこなうこと。高校の特別教室への空調設備を整備すること。
- 26、県立図書館の蔵書充実をはかること。
- ②⑦、学校図書室に司書を配置することをめざし、図書館機能を拡充すること。
- 28、サッカーくじの廃止を国に求めること。スポーツ予算はサッカーくじに頼らず、国と自治体で確保すること。
- 29、道徳教育のおしつけをおこなわないこと。
- ③⑩、戦争、被爆体験を語りつぐこと。平和教育をすすめること。
- ③⑪、自衛隊への職業体験入隊をおこなわないこと。自衛隊への勧誘協力をしないこと。
- ③⑫、18歳選挙権にふさわしく、主権者としての政治的自覚をたかめる教育をおこなうこと。

六. 男女平等の社会づくりを

- 1、国連女性差別撤廃条約やILO条約の具体化・実現を積極的にすすめること。
- ②、結婚・妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇・退職勧奨の根絶に取り組むこと。
- 3、DV法施行後、相談が急増している女性センターの体制を強化、一時保護施設を拡充すること。

七. 憲法をまもり平和と地方自治・住民自治の発展めざして

- 1、憲法違反の戦争法廃止を求めること。
- 2、政治倫理条例を制定し、公共事業受注企業から知事への献金は、役員を含めて禁

止すること。知事およびその家族の資産、収入の公開などを義務づけること。

- ③、米艦船の県内入港については、非核証明書提出を条件とすること。核兵器廃絶をめざす平和行進などに協賛すること。庁内での原爆写真展を毎年開くこと。県庁正門に非核和歌山県宣言のパネルをつくること。
- ④、美浜町煙樹ヶ浜を自衛隊の水際地雷訓練場にしないこと。
- ⑤、自衛隊の行軍訓練をやめさせること。
- 6、政府がすすめる地方自治とは無縁の道州制に反対すること。
- ⑦、拡声器を利用したの道路上での宣伝についての道路交通法による規制は、政治宣伝の自由を保障する立場で、最小限度のものとするようにされたい。
- 8、県工事の市町村負担金を廃止すること。国直轄工事の県負担金については廃止を国に求めること。
- 9、(市町村合併から10年、) 地方交付税の削減をおこなわず、調整機能、財源機能を強化するよう求めること。
- 10、「部落差別解消法」に伴う新たな「部落調査」など同和対策の復活を行わないこと。「和歌山の部落史」補助金支出、旧同和子ども会、隣保館、同和住宅などの同和行政を廃止すること。
- 11、中小企業高度化資金の未償還金について、償還対策に万全をつくすこと。
- 12、障害者、高齢者の選挙権を保障するため、郵便投票の対象を広げるよう、国に求めるとともに、投票所増設、車イスでの記載台設置を進めること。
- 13、知事退職金を大幅に削減すること。
- 14、関西広域連合でとりくむ事業については、県民の声をよく聞いて取り組むようにされたい。
- ⑮、防災の名のもとに、沖縄でも墜落するなど危険性が明らかになったオスプレイや水際地雷敷設装置車など自衛隊・米軍装備のPRをしないこと。
- 16、地方自治の立場に立ち、国の基地建設に反対する沖縄県と連帯すること。

2017年度予算について知事と意見交換したい事項

2016年12月19日

日本共産党県議団

1. 全世代における貧困の実態を把握し、貧困対策を抜本的に強化すること。特にひとり親家庭への支援として、就学援助制度や給付制奨学金制度など、対策を強化すること。
2. 介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止するよう国に求め、介護職員の抜本的な待遇改善を国に働きかけるとともに県としても独自の助成を検討すること。
3. 医療の格差をなくし、どの地域でも安心して医療が受けられるように保健医療計画を改定すること。
4. 県独自の福祉医療制度の対象に精神障害者も含めること。バス運賃と同様にJR運賃の割引も拡大するよう関係機関に働きかけること。
5. 農業後継者育成をすすめるため、農業大学校と就農支援センターの機能を強化するとともに、よりきめ細やかな対応ができるよう就農支援センターを振興局単位に設置すること。技術指導や経営指導の行える指導員の養成・配置をすすめること。
6. 住宅耐震補強の対象拡大や助成を強化するとともに、空き家活用改修助成、住宅・店舗リフォーム助成制度など、県民生活にかかわりの深い分野で、地域における需要拡大と経済効果を発揮できるような施策をすすめること。
7. 学力問題、いじめ・不登校問題の解決、教職員の長時間労働をなくすため、教職員定数を改善すること。小学校2年生から3年生にあがるとき学級を統合しなくてはならないことはなくすこと。500人もの定数内講師をなくし、安定した雇用にすること。
8. 不登校の子どもへの学校外・民間相談施設への公的補助を行うこと。ひきこもりの青年の実情を調査し、支援を強めること。
9. 大型太陽光発電所の建設にあたっては、災害防止や住宅環境への影響、自然環境保全に考慮したものとなるようガイドライン策定や条例を制定し、住民の同意を要件とすること。
10. 地方税回収機構は生存権侵害といわれるような取り立てをやめること。市町村には回収機構まかせにせず、ていねいな納税指導を行うように求めること。

以上